

里親制度は…

親に代わって子どもを育てる家庭のことを、児童福祉法で「里親」と呼びます。里親制度とは親の病気や離婚、虐待などさまざまな事情により、家庭で生活できなくなった子どものために、里親の家庭を提供し、あたたかい愛情と理解を持って育てていただき、子どもの福祉を保障する制度です。養育にかかる費用は、里親の種類、委託の方法や子どもの年齢に応じて県からお支払いします。

里親の種類は…

養育里親

子どもの性別や年齢にこだわらず、子どもの福祉を優先する立場で育てていただく家庭のことをいいます。

専門里親（※養育里親の登録等が必要になります。）

2年以内の期間を定めて、虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子どもや、非行等の問題を有する子ども、身体・知的・精神障害のある子どもを養育する家庭のことをいいます。

親族里親

両親その他子どもを現に養育する方が死亡、行方不明等の状態となったことにより、その子どもの扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する家庭のことをいいます。

*扶養義務者・・・「直系血族及び兄弟姉妹」「家庭裁判所により扶養義務を設定されている3親等以内の親族」

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望される家庭のことをいいます。

里親になるための要件は…

(専門里親についてはこの他にも要件が規定されています。)

- 児童の養育について理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- 経済的に困窮していないこと(除く親族里親)。
- 里親登録前研修を修了していること(除く親族里親)。
- 里親になることを希望する方とその同居人が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。また、児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。
- 里親になることを希望する方とその同居人が、児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待、その他の子どもの福祉に関し、著しく不適当な行為をしていないこと。
- 里親になることを希望する方とその同居人が、成年被後見人又は被保佐人(同居人にあっては除く。)でないこと。

活動の種類は…

長期委託……親元に帰るまで、あるいは18歳(必要と認められた場合は20歳まで)となり自立するまで長期に養育をお願いします。

短期委託……1年以内の期間を定めて養育をお願いします。

緊急一時保護委託……短い期間、一時的に養育をお願いします。

3日里親制度……施設で暮らす子どもを、夏休みや正月などの長期休み、週末に受け入れ、家庭生活を体験させていただく制度です。

里親になるための手続きは…



相談

里親になりたい方、里親について知りたい方は、お近くの児童相談所にご相談ください。



基礎研修

子どもや里親について理解していただくための研修です。座学で1日と家庭養育支援センターでの施設見学実習(半日)を行います。里親希望の方全員に受講していただきます。



里親申請書の提出

基礎研修終了後、里親になることを希望する場合、里親申請書を提出していただきます。併せて、児童相談所の職員が家庭訪問等により家庭状況等の調査をします。



※順番は前後することがあります



登録前研修

里親制度のより詳しい内容と、子どもの養育について必要な事柄を学ぶための研修です。座学での講義2日間、施設での研修2日間(実習を含む)を受講していただきます。



所長面接

児童相談所長がお宅を訪問し、ご家族の状況やお宅の様子、社会的養護の担い手をしての責任や考え方、子どもの福祉に関わる思いなどをお伺いします。



認定と登録

神奈川県児童福祉審議会で養育、養子縁組里親登録の適否についての審議を経て、里親として登録されます。(親族里親は認定)

養育里親および養子縁組里親の登録有効期間は5年間です。



専門里親研修

専門里親を希望する場合には、養育里親として養育経験を積んだ後、別に専門里親研修を受講する必要があります。

専門里親の登録有効期間は2年間です。



研修

里親登録後、原則10日間の施設実習が必修となります。実習が終了してから里親としての活動が始まります。

- 登録の更新を希望する場合は登録更新研修を必ず受講していただきます。
- その他、家庭養育支援センター、里親センター、里親会、児童相談所等が行う研修があります。



活動

里親の希望や家庭の状況、子どもの条件等を勘案し、児童相談所が子どもを委託します。

緊急一時保護委託や短期間の委託から始め、子どもについて理解していただくようにしています。